

令和5年3月9日

業務委託受託者 各位

須 崎 市
(公印省略)

令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の
運用（業務委託）に係る特例措置について（お知らせ）

令和5年3月1日適用の設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）については、令和4年3月から適用した設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価」という。）に比して、全国的全職種単純平均で約5.4%上昇しています。

つきましては、須崎市においても下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

1 措置の内容について

新技術者単価の決定に伴い、対象業務委託の受注者は、旧技術者単価による契約を新技術者単価による契約に変更するための協議を請求することができる。

2 特例措置の対象について

(1) 対象業務委託

委託契約締結日が令和5年3月1日以降の契約で、旧技術者単価を適用して業務委託金額を積算しているものであって、かつ、履行期間の末日が令和5年4月1日以降となるもの。

3 特例措置の運用について

(1) 対象業務委託の受注者への通知(様式1)

対象業務委託の受注者に、特例措置の対象であることを発注者（総務課）から通知する。

(2) 特例措置についての通知の受領（様式1）

受注者は特例措置についての通知書を受領した場合は、通知書（写し）の受領書欄に必要事項を記載及び押印のうえ、郵送等により発注者（総務課）に提出する。

(3) 業務委託料の変更協議の請求（様式2）

ア 受注者は特例措置に基づく協議を請求する場合は発注者（発注課）に協議書

を提出する。

イ 請求期限は、令和5年4月21日（金）までとする。

（4）変更協議

発注者と受注者は協議の日程調整をし、業務委託契約書に基づき変更協議を行う。

（5）変更額の算定

変更額の算定については、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率